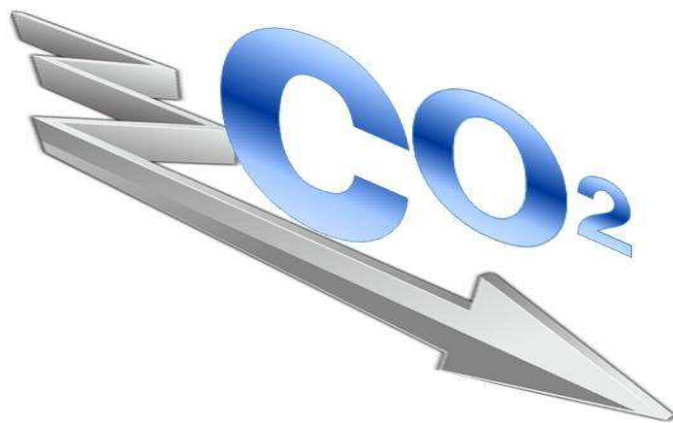


第3期

芦別市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)



芦別市

2020年8月

- 目 次 -

第 1 章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	・・・1
2	計画の目的	・・・2
3	計画期間・基準年度・目標年度	・・・2
4	対象範囲	・・・2
5	対象とする温室効果ガス	・・・3
6	第 2 期実行計画の概要と削減実績	・・・4

第 2 章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1	基準年度の温室効果ガス排出量	・・・6
2	要因別の排出状況	・・・6
3	二酸化炭素の削減目標	・・・6

第 3 章 目標達成のための具体的な取組

1	温室効果ガスの排出抑制対策に向けた取組項目	・・・9
2	温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に関連する項目	・・・11

第 4 章 推進・点検体制

1	推進体制	・・・13
2	点検体制	・・・14
3	進捗状況の公表	・・・15

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

地球温暖化は、人間活動による二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴い、太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球温暖化の影響として、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水産資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

このような中、国際的には1992（平成4）年に気候変動枠組条約が採択され、1994（平成6）年に、世界中の多くの国の署名のもと条約が発効されました。また、これを受け締約国会議が第1回目のドイツベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997（平成9）年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）にて京都議定書が採択されました。現在は、2020（令和2）年以降の法的枠組を定めるための国際的な話し合いが進められています。

これら国際的な動きを受けて、国内では1998（平成10）年、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにする「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行されました。また、地球温暖化対策に関する具体的な取組については、1998（平成10）年6月に「地球温暖化対策推進大綱」が策定され、2002（平成14）年に新大綱、その後、京都議定書の発効を受け、2005（平成17）年4月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。

京都議定書目標達成計画においては、京都議定書第一約束期間（2008～2012年）における1990（平成2）年度比6%削減への基本的な方針、温室効果ガスの排出削減・吸収等に関する具体的な対策や施策が示され、地方公共団体に期待する事項も示されました。

2013（平成25）年11月、政府は2020年の温室効果ガス削減目標として、2005（平成17）年度比3.8%削減を気候変動枠組条約事務局に提出しています。この目標値は、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した目標であり、今後のエネルギー政策等の進展を踏まえて見直し、改めて目標値を確定させることとしています。

その他、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を半減するとの目標を全ての国と共有している日本の責任として、2050年までに現状から80%温室効果ガスを削減するという目標を定めています。

2 計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村は京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という）を策定するものとされています。

また、同条第8項に基づき、都道府県及び市町村は実行計画を策定し又は変更したときは遅滞無くこれを公表し、同条第10項に基づき、実行計画の実施状況を公表しなければならないとされています。

芦別市の事務事業の実施にあたっては、2010（平成22）年11月に芦別市地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた取組を推進してきたところであり、引き続き、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として第3期実行計画を策定します。

3 計画期間・基準年度・目標年度

(1) 第3期実行計画の期間

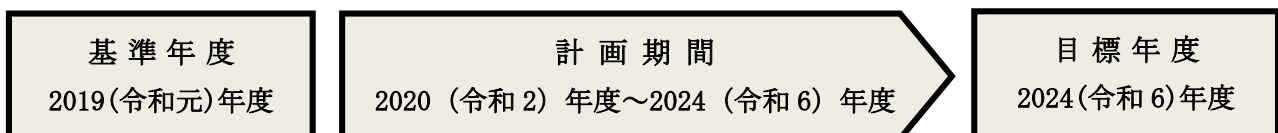
2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間

(2) 第3期実行計画の基準年度

2019（令和元）年度

(3) 第3期実行計画の目標年度

2024（令和6）年度



4 対象範囲

本計画の対象は、「本市が行う全ての事務・事業」とし、全ての組織及び施設（公用車を含む）とします。なお、指定管理者が管理運営する施設についても、可能な限り受託者に対して第3期実行計画の趣旨に沿った取組を実践するよう協力を要請し、目標の達成が図られるよう努めることとします。

対象施設は、次のページに示すとおりです。

対 象 施 設 一 覧

所 管	対 象 施 設
総 務 課 (5)	市庁舎・別館（旧消防庁舎）、旧車両事務所、車庫、ロードヒーティング、車両センター
市 民 課 (13)	上芦別多目的研修センター、啓南多目的研修センター、常磐多目的研修センター、黄金多目的研修センター、新城多目的研修センター、頼城多目的研修センター、野花南生活改善センター、ひぐらし研修センター、本町地区生活館、ごみ処理センター、資源ごみ保管施設、斎場、桜ヶ丘霊園
介 護 高 齢 課 (2)	保健福祉施設「すばる」、老人福祉共同住宅「静和荘」
福 祉 課 (1)	総合福祉センター
児 童 課 (1)	子どもセンター「つばさ」
商 工 観 光 課 (6)	道の駅、国設芦別スキー場、芦別温泉スターライトホテル（国民宿舎あしべつ、星遊館、油谷体育館を含む）、焼肉ガーデン、陶芸センター、滝里湖オートキャンプ場
都 市 建 設 課 (5)	旭ヶ丘公園、緑ヶ丘団地集会所、あけぼの団地集会所、みずほ団地集会所、ひばり団地集会所
上 下 水 道 課 (5)	芦別浄水場、西芦別浄水場、新城町簡易水道施設、上芦別・旭町配水池、みずほ団地水質検査施設
学 務 課 (7)	芦別小学校、芦別小学校プール、上芦別小学校、上芦別小学校プール、芦別中学校、啓成中学校、給食センター
生 涯 学 習 課 (2)	市民会館・青年センター、芸術文化交流館
星の降る里百年記念館 (2)	星の降る里百年記念館、百年記念館収蔵庫
市 立 図 書 館 (1)	市立図書館
体 育 振 興 課 (4)	なまこ山総合運動公園、宿泊交流センター、勤労者体育センター、B&G海洋センター
市立病院事務局 (1)	市立病院（院内保育所を含む）
計	5 5 施設

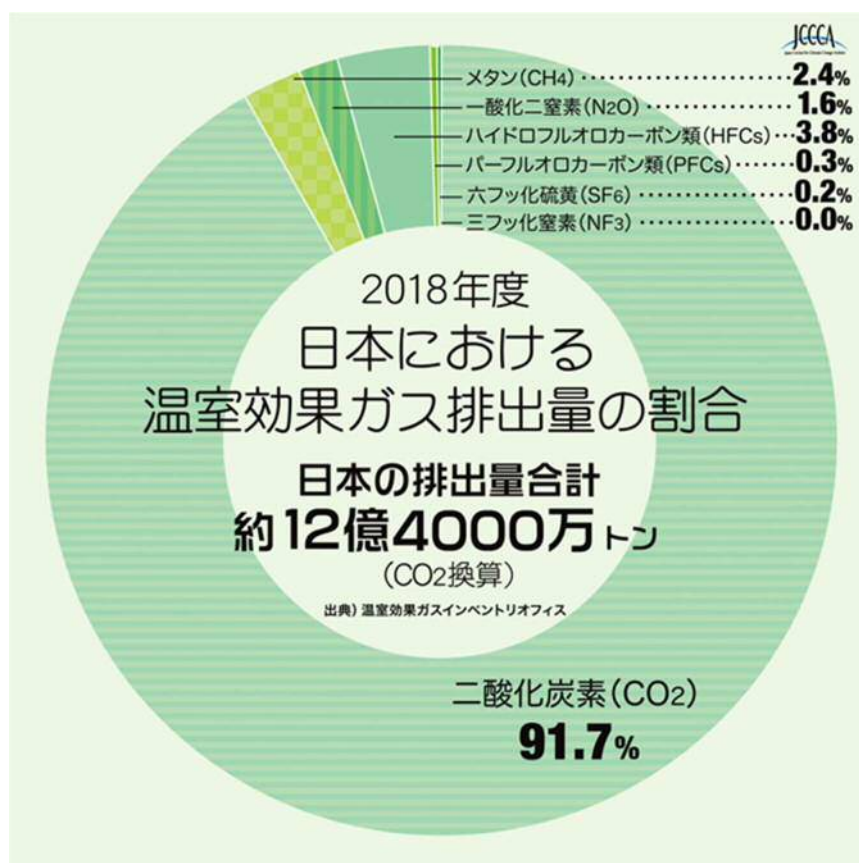
5 対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律（第2条第3項）で定められている削減対象となる7種類のガスのうち、エネルギー消費

に由来する二酸化炭素を対象とします。

※ 平成30年度に日本全体で排出された温室効果ガスのうち、二酸化炭素の占める割合は91.7%となっています。

2018年度（平成30年度）各温室効果ガスの排出量



(出展：国立環境研究所ウェブサイト)

6 第2期実行計画の概要と削減実績

(1) 策定時期

平成27年7月

(2) 計画期間

平成27年度から令和元年度（平成31年度）まで（5年間）

(3) 対象となる範囲

全ての組織及び施設（公用車を含む）における事務・事業

(4) 削減目標

平成26年度を基準年度として、計画期間の最終年度である令和元年度の二酸化炭素排出量を最低5%（470,442kg-CO₂）削減することを目標にしました。

区 分	基準年度排出量 平成26年度	削減目標	目標年度排出量 令和元年度
二酸化炭素(CO2)	9,408,841kg-CO2	5%	8,938,399kg-CO2

(5) 排出量の推移

年度	基準値 (k g - CO2)	排出量実績 (k g - CO2)	削減量 (対基準年)	北海道電力㈱ 二酸化炭素排出係数 (k g - CO2/Kw h)
(基準) 平成26年度	9,408,841	—	—	0.678
平成27年度	—	8,972,690	4.6%減	0.683
平成28年度	—	9,026,037	4.1%減	0.669
平成29年度	—	8,489,827	9.8%減	0.632
平成30年度	—	8,386,607	10.9%減	0.666
令和元年度	—	7,899,098	16.0%減	0.656

(6) 目標達成状況

燃料 種別	基準年(H26年度)		目標年(R元年度)		実績(R元年度)		
	使用量	CO2 排出量 (kg-CO2)	使用量	CO2 排出量 (kg-CO2)	使用量	CO2 排出量 (kg-CO2)	削減率 (%)
ガソリン	36,882 リットル	85,568	35,038 リットル	81,290	28,216 リットル	65,464	▲23.5
軽油	146,017 リットル	376,722	138,716 リットル	357,886	132,676 リットル	342,298	▲9.1
灯油	573,627 リットル	1,428,336	544,946 リットル	1,356,918	534,699 リットル	1,331,401	▲6.8
A重油	704,510 リットル	1,909,222	669,284 リットル	1,813,761	632,900 リットル	1,715,159	▲10.2
LPガス	23,627 m ³	141,767	22,446 m ³	134,679	18,013 m ³	108,080	▲23.8
電気	8,063,757 Kwh	5,467,226	7,660,569 Kwh	5,193,865	6,610,820 Kwh	4,336,696	▲20.7
合計		9,408,841		8,938,399		7,899,098	▲16.0

※ 電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数 (単位: k g - CO2/Kw h)

平成26年度 (基準年)	令和元年度 (目標年)
0.678	0.656

令和元年度における二酸化炭素排出量は7,899,098kg-CO2となり、基準年である平成26年度と比較して16.0%(1,509,743kg-CO2)減少し、第2期実行計画における削減目標(最低5%(470,442kg-CO2))を大きく上回る結果となりました。

その要因として、泊原子力発電所の火力発電所稼働率により変化する電力使用に伴う二酸化炭素排出係数が緩やかに減少したことや、健民センター施設群への木質チップボイラーの導入、公共施設の統廃合、職員の省エネに対する取組意識の向上等により、エネルギー使用量が削減となったことが挙げられます。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 基準年度の温室効果ガス排出量

本市の事務・事業における基準年度（令和元年度）の二酸化炭素総排出量は、7,899,098 kg-CO₂です。

区 分	排 出 量
二酸化炭素 (CO ₂)	7,899,098 kg-CO ₂

2 要因別の排出状況

基準年である令和元年度の二酸化炭素排出量を要因別に見ると、燃料種別では、電気の使用による排出量が最も多く、全体の54.9%を占め、次いでA重油の使用、灯油の使用の順となっています。

燃料種別	令和元年度(基準年)		
	使用量	Co2 排出量 (kg-CO ₂)	割合(%)
ガソリン	28,216 ㍓	65,464	0.8
軽油	132,676 ㍓	342,298	4.3
灯油	534,699 ㍓	1,331,401	16.9
A重油	632,900 ㍓	1,715,159	21.7
LPガス	18,013 m ³	108,080	1.4
電気	6,610,820 Kwh	4,336,696	54.9
合計		7,899,098	100

3 二酸化炭素の排出削減目標

令和元年度を基準年として、計画期間の最終年である令和6年度の二酸化炭素排出量を最低5.0%（394,955 kg-CO₂）削減することを目標とします。

区 分	基準年度排出量 令和元年度	削減目標	目標年度排出量 令和6年度
二酸化炭素 (CO2)	7, 899, 098 kg-CO2	5.0%	7, 504, 143 kg-CO2

燃料種別の使用量及び二酸化炭素排出量と排出削減目標量

燃料 種別	基準年(R元年度)		目標年(R6年度)		排出削減目標量	
	使用量	CO2 排出量 (kg-CO2)	使用量	CO2 排出量 (kg-CO2)	使用量	CO2 排出量 (kg-CO2)
ガソリン	28,216 リットル	65,464	26,805 リットル	62,191	1,411 リットル	3,273
軽油	132,676 リットル	342,298	126,042 リットル	325,183	6,634 リットル	17,115
灯油	534,699 リットル	1,331,401	507,964 リットル	1,264,831	26,735 リットル	66,570
A重油	632,900 リットル	1,715,159	601,255 リットル	1,629,401	31,645 リットル	85,758
LPガス	18,013 m ³	108,080	17,112 m ³	102,676	901 m ³	5,404
電気	6,610,820 Kwh	4,336,696	6,280,279 Kwh	4,119,861	330,541 Kwh	216,835
合計		7,899,098		7,504,143		394,955

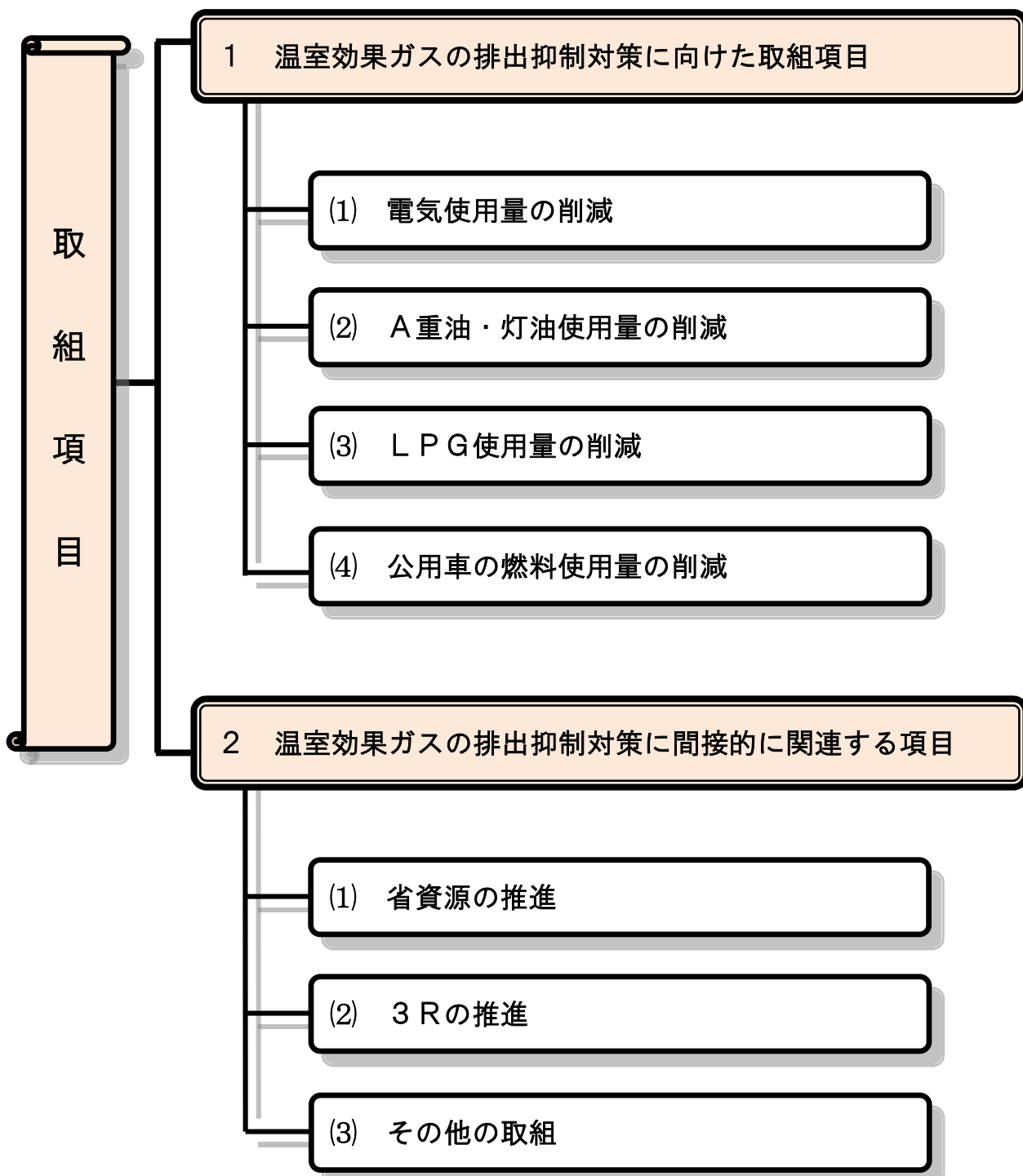
この目標の考え方については、以下のとおりとする。

- ① 令和2年3月31日経済産業省告示第69号「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」において、省エネに関する目標として「エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標とする」を指標とした。
- ② 第3期実行計画については、前計画と同様にエネルギー消費に由来する二酸化炭素排出量を対象とし、上記①に準じて年平均1.0%以上低減させ、最終年度となる令和6年度までに5.0%削減することとした。

なお、本目標については、関係法令や社会経済情勢などの変化により、見直しが必要と認められる場合には、より適正な対策を講ずるべく、適宜、修正を図ることとする。

第3章 目標達成のための具体的な取組

排出削減目標を達成するため、本市の事務事業に関する二酸化炭素削減に向け、次のことに取り組めます。



1 温室効果ガスの排出抑制対策に向けた取組項目

(1) 電気使用量の削減

不必要な照明の 消灯等	<ul style="list-style-type: none">・ 始業開始前や昼休み及び時間外時の不必要箇所の消灯を行います。・ 勤務時間中であっても、晴天時などで可能であれば照明の消灯を行います。・ トイレ、ロッカー室、休憩室、湯沸室などに利用者がいない場合は消灯します。・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の時間外の削減を図り、照明の点灯時間の削減に努めます。・ 各職場の最終退庁者は、照明の消灯を確認します。・ 照明は必要最低限とし、不必要な箇所は蛍光灯を間引きします。
OA機器など電気器具の省電力	<ul style="list-style-type: none">・ 各職場の最終退庁者は、OA機器など電気器具の電源が切られていることを確認のうえ、コンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくします。・ OA機器など電気器具を長時間使用しない場合は、電源を切るか節電モードにします。・ パソコンの電源オプションは、システムスタンバイに設定します。・ コピー機の節電機能を活用します。
定時退庁の励行	<ul style="list-style-type: none">・ 効率的な事務処理により、定時退庁を励行します。・ 事務改善により、時間外勤務を削減します。
エアコンの 適正温度の維持	<ul style="list-style-type: none">・ エアコンは、温度の上げすぎ・下げすぎに注意します。 (夏は28℃、冬は20℃を目安とする)・ 人がいない部屋ではスイッチを切ります。
エレベーターの 使用削減	<ul style="list-style-type: none">・ 荷物の運搬などやむを得ない場合を除き、できる限り階段を利用します。
施設管理等の取組	<ul style="list-style-type: none">・ 新エネ・省エネルギー設備の導入を検討します。・ 照明場所・照明器具の効率的な配置に努めます。

(2) A重油・灯油使用量の削減

<p>適正な燃料の使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冬期間の事務室や各施設の暖房については、利用形態に応じ、適正な温度管理（20℃を目安）を行います。 ・暖房器具（スチーム等）の周辺には、キャビネット等の暖房の妨げになるものを置かないようにします。 ・冬期間は暖気が放出しないように工夫します。 ・石油ファンヒーターなどの暖房器具のフィルターは、月に1回程度清掃します。 ・石油ファンヒーターなどの暖房器具の電源は使用終了時刻の15分くらい前に切ります。
<p>施設管理等の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネ・省エネルギーの設備の導入を検討します。

(3) LPG使用量の削減

<p>適正なガス給湯器の使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス給湯器の使用後は消し忘れがないか確認します。 ・コップなどの洗いものをする際には、低温に設定し、ため洗いをします。
<p>適正なガスコンロの使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やかんや鍋などは水滴を拭き取り、乾いたものを火にかけます。 ・沸かし過ぎを防止します。 ・火がやかんや鍋などの底からはみ出ないように調節します。

(4) 公用車の燃料使用量の削減

<p>徒歩・公共交通 手段等の利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近場の事務連絡・会議等はできる限り徒歩にするか、公用自転車を利用します。
<p>エコドライブの励行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・急発進、急加速、空ぶかしを抑制し、やさしい発進、安定走行、定速走行をします。 ・車間距離には余裕をもち、加減速の少ない運転をします。 ・早めのアクセルオフによりエンジンプレーキを積極的に使います。 ・エアコンの使用を控えめにし、車内を冷やし過ぎないようにします。 ・アイドリングストップを実践するため、駐停車の際にはエンジンを切ります。また、暖機運転は必要最低限とします。 ・行き先及び走行ルートをあらかじめ計画・準備し、無駄な走行をなくします。 ・タイヤの空気圧をこまめにチェックします。 ・不要な荷物を積まないようにし、車の軽減化を図ります。

2 温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に関連する項目

(1) 省資源の推進

紙使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミスコピー防止のため、コピー機の使用前・使用後にはリセットボタンを押します。 ・ Nアップ（1枚の用紙に複数ページを印字等する）、両面・縮小コピー、裏紙使用コピーを徹底し、紙使用量の削減に努めます。 ・ パソコンで作成する文書類は、印刷する前に画面上で修正箇所がないか確認を行い、印刷プレビューで出来上がりを最終確認します。 ・ メモ紙などには、裏紙を使用します。 ・ 電子掲示板、庁内メールを活用し、ペーパーレス化を推進します。 ・ 会議資料の簡素化を図ります。 ・ F A X送信票の省略に努めます。 ・ 使用済み封筒を再利用します。 ・ 会議などでの封筒の配布をしないようにします。
水使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に節水を心がけます。 ・ 節水コマなど節水機器の導入について検討します。 ・ 水漏れがないか点検を徹底します。

(2) 3Rの推進

リデュース REDUCE (ごみの発生抑制)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使い捨て商品を減らし、詰め替えができる製品を購入します。 ・ 製品の購入に当たっては、包装の簡素化を依頼し、レジ袋は辞退します。 ・ 印刷物は必要最低限の部数を作成します。 ・ 使い捨ての容器などは使用しません。 ・ 公共工事では、廃棄物の発生を最小限にするように努めます。
リユース REUSE (ごみの再使用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務用品、電気製品などが故障したら、修理を行い再利用します。 ・ 不要品が出た場合は、廃棄する前に必要としている職場がないか、電子掲示板などにより確認します。 ・ 公共工事では、廃棄物を再資源化した資材を積極的に使用します。

<p>リ サ イ ク ル RECYCLE (ごみの再資源化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別による再資源化を徹底します。特に廃棄文書、 図書などの紙類は古紙回収に出すようにします。 ・リサイクルしやすい製品、エコマーク商品、再生品を購入 します。 ・公共工事において発生する、土、コンクリート、アスファ ルト、木材などの再資源化に努めます。
--	--

(3) その他の取組

<p>温度条件に適した 服装の着用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期のノー上着・ノーネクタイや冬期の重ね着など、「クー ルビズ・ウォームビズ」を推進する。
---------------------------	--

これまでにあげた取組のほかにも、網羅しきれていない取組や今後の技術等の進展により、新たな有効な対策が確立されていくことも考えられることから、推進組織や各所属において常に情報等を収集し効果的な対策の実施に努めるほか、第3期実行計画上の排出削減量には直接カウントされないものの、市の事務事業におけるごみの減量化や資源の有効利用などの推進については、率先的に心がけていく必要があります。

第4章 推進・点検体制

1 推進体制

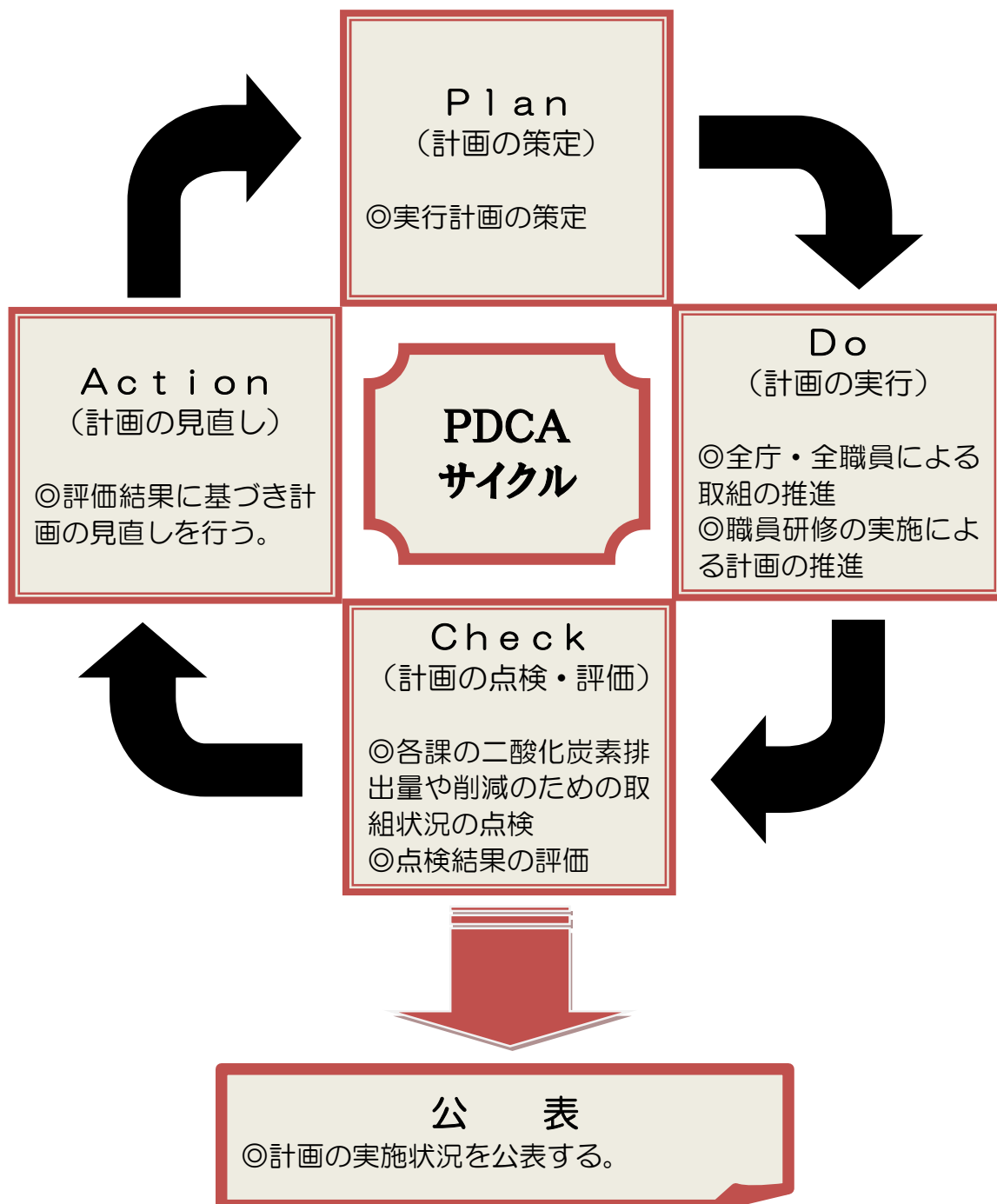
本市では、次に示す組織を活用し「全職員」が総力を挙げ、二酸化炭素排出削減目標の達成のための着実な推進と進行管理を行います。



2 点検体制

本計画の実効性を確保し、全職員による全庁的な取り組みとして推進していくためには、計画の着実な実施、各職場における取組状況など、進ちょく状況を把握することが必要です。

このことから、「計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）」のPDCAサイクルを繰り返すことにより、毎年度、見直しを図りながら、計画の適切な進行及び改善を図ります。



(1) 点検・評価 (Check)

推進委員会は、エネルギー使用量及び取組状況の調査を年間を通じて行います。事務局は調査票の集計を行い、その結果を推進委員会構成員へ報告します。

調査結果については、必要に応じ、推進委員会を開催し点検を行います。

推進委員会は点検結果をとりまとめ、推進本部へ報告します。推進本部では点検結果を基に、前年度や目標年度との比較により評価を行います。

(2) 計画の見直し (Action)

推進本部で評価の結果、見直しが必要であると判断された場合は、推進委員会において見直しの作業を行います。推進委員会では、取組み方、目標等の内容を検討後、計画の見直し案を策定します。また、見直しの際には、総合計画や環境基本計画との調整を図ります。推進本部では計画の見直し案を基に審査、決定を行います。

(3) 実行 (Do)

推進本部では、見直し後の計画を基に、計画の推進方策の検討を行うなど、必要な措置を行います。地球温暖化対策・省エネ対策責任者及び地球温暖化対策・省エネ対策推進者は検討結果を受け、地球温暖化対策・省エネ対策実行者に対し、計画の取組み実施を周知し、指導、助言を行います。また、推進本部は必要に応じて、職員を対象に研修を行うなど、地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施すると共に、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人一人が地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行います。

3 進捗状況の公表

市民に対し、本計画の進捗状況及び点検評価結果などを、毎年度取りまとめ、市の広報紙や市の公式ホームページなどを通して公表します。また、見直しの内容が計画の変更を伴う場合は、変更した内容を公表します。

職員に対しては、電子掲示板で周知を行い二酸化炭素の更なる削減を喚起します。

第3期 芦別市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

芦別市 総務部 企画政策課 まちづくり推進係

〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地

TEL：0124-22-2111（内線294）

FAX：0124-22-9696

E-mail：kikaku@city.ashibetsu.hokkaido.jp